



新型コロナウィルス感染防止に伴う対応について⑤

新型コロナウィルス感染予防に伴う対応につきまして、ご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

先日掲載した「新型コロナウィルス感染防止に伴う対応について④」につきまして、厚生労働省より面会の条件が追加となりましたため、再度掲載いたします。**追加条件は赤い太文字**で記載しています。面会を希望される方は、以下の条件をよく読み、必ず事前予約の上、面会にいらしてください。

〈入所系サービスにおける家族等の面会について〉

- ① 1名のご利用者様につき面会は**1日1回1時間以内で週2回まで**とし、土日祝日を除く平日のみの**予約制**とする。※必ず事前に電話で予約して下さい。日程を調整させていただきます。
- ② 面会者は1回につき**3名まで**とする。
- ③ **本人または同居の家族が、2週間以内に発熱、のどの痛み、倦怠感、嗅覚・味覚障害、関節痛など、新型コロナウィルスやインフルエンザ等の感染症が疑われる症状を有する場合は、面会をお断りする。**
- ④ **新型コロナウィルスの感染者もしくは濃厚接触者で、経過観察中となっている方の面会はお断りする。**
- ⑤ **2週間以内に入国制限されている国などへの渡航歴がある方の面会はお断りする。**
- ⑥ 面会の際は必ずマスクを着用し、面会前後に手指消毒を行い、施設内のトイレの使用は、極力避けていただく。
- ⑦ 面会は**居室を除く**、ホールや会議室等、各施設で指定された場所でのみ可能とし、できる限り換気を行なながら面会を実施する。※面会の際、許可なく指定された場所以外に立ち入らないで下さい。
- ⑧ 面会時は、飲み物を含む飲食や、マスクを外しての会話は禁止とする。また、**面会者の飛沫がご利用者様の目や鼻に触れないよう、各施設で対応を行う。**
- ⑨ 面会終了後、職員は、使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃及び消毒を行う。

〈ボランティア・実習生・慰問の受け入れについて〉

- ① 1回のボランティア・実習生は5名以下とする。
- ② **本人または同居の家族が、2週間以内に発熱、のどの痛み、倦怠感、嗅覚・味覚障害、関節痛など、新型コロナウィルスやインフルエンザ等の感染症が疑われる症状を有する場合はお断りする。**
- ③ **新型コロナウィルスの感染者もしくは濃厚接触者で、経過観察中となっている場合はお断りする。**
- ④ **2週間以内に入国制限されている国などへの渡航歴がある場合はお断りする。**
- ⑤ 必ずマスクの着用と手指消毒、検温を行う。
- ⑥ 慰問については当分の間見合わせる。

外出については特に変更なく、前回掲載した条件で行います。